

○さいたま市うらわ美術館条例

平成13年5月1日

条例第133号

改正 平成14年12月26日条例第67号

平成15年3月14日条例第10号

平成25年12月26日条例第46号

平成31年3月13日条例第2号

(設置)

第1条 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、うらわ美術館（以下「美術館」という。）をさいたま市浦和区仲町2丁目5番1号に設置する。

（一部改正〔平成14年条例67号、15年10号〕）

(事業)

第2条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 美術に関する講演会、講習会、映写会等を開催すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休館日)

第3条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで

(開館時間)

第4条 美術館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、展示室への入場は、午後7時30分までとする。

2 委員会は、前項に規定する開館時間又は入場時間を、事情により変更することができる。

(観覧料)

第5条 美術館が特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の範囲内において、その都度市長が定める観覧料を納付しなければならない。

(特別観覧料等)

第6条 美術館が所蔵している美術品等について、熟覧、模写、模造又は撮影をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第2に定める特別観覧料を納付しなければならない。

(施設等の利用)

第7条 展示室及び応接室並びに附属設備（以下「施設等」という。）は、美術館の事業に供していない期間については、美術館の設置目的に即した利用に供することができる。

2 施設等の利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設等をき損するおそれがあるとき。

(3) 物品（展示物に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。）の販売を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があるとき。

4 委員会は、第2項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(使用料の納付)

第11条 利用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 美術館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 美術品等又は美術館の施設若しくは設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があるとき。

(観覧料等の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第14条 既納の観覧料、特別観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに、施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により美術品等又は美術館の施設若しくは設備をき損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(うらわ美術館協議会)

第17条 美術館にうらわ美術館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のうらわ美術館条例（平成11年浦和市条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成14年12月26日条例第67号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第7条の規定による改正後のさいたま市うらわ美術館条例別表第2及び別表第3の規定	許可の申請
略	略

附 則（平成31年3月13日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例（第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条（同条中第6条の改正に限る。）、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前

又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

（一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕）

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	1,570円	1,250円
大学生・高校生	1,150円	940円
中学生・小学生	520円	410円

備考

- 「大学生・高校生」とは、大学、専修学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。
- 「中学生・小学生」とは、義務教育諸学校の生徒及び児童をいう。
- 「一般」とは、「大学生・高校生」及び「中学生・小学生」以外の者で15歳以上のものをいう。

別表第2（第6条関係）

（一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕）

区分			特別観覧料（1点1回につき）
熟覧			540円
模写・模造			2,200円
撮影	学術研究用	カラー	540円
		モノクローム	320円
	その他	カラー	4,400円
		モノクローム	2,200円

別表第3（第11条関係）

（一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕）

施設等の名称	使用料（1週間につき）
展示室A	369,600円
展示室B	177,040円

展示室C	38,440円
展示室D	53,840円
応接室	7,700円
附属設備	市長が別に定める額

備考

- 1 「1週間」とは、月曜日の午後1時から翌週の月曜日の午後零時までをいう。
- 2 施設等の利用の許可に係る1週間のうちに、休館日（美術品等の搬入又は搬出のため展示室を利用することができる日を除く。）がある場合における使用料は、規定の使用料の額からその7分の1に相当する額に当該休館日の日数を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 さいたま市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料（附属設備の使用料を除く。）の額に、100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。